## 第17回会議の各班の検討途中経過を一覧にしたもの

条例素案 ... 自治基本条例に定めるべき項目とその内容について、箇条書き程度にまとめたもの (第5回市民会議資料より)

	るべき項目	条例に定めるべき項目の内容について、 箇条書き程度にまとめたもの			「主	語」と「述詞	語」について	整理する		
(順番は前回 基本検討項目	]資料 2の の表を基準)		班	主	語(誰	<b>が</b> )	述 語 (~をどうす		,	個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目	個別内容		市民	市	市議会	~ することが できる	~ に努める	~ しなければ ならない	
			2班		0才未満) 順番が重調	要)				わたしたち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 市は、市の仕事のそれぞれの過程において、市民の参加を保障する。 20才未満は、年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
		・市民みんなでまちづくりに参加・参画	3班							市民は、みんなでまちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
	基本原則	できる。	4班							市民は、みんなでまちづくりに参加・参画しなければならない。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
			5班							
			6班	タイトル:	「醸成」	「高揚」				(わたしたち全ての)市民は、まちづくりに参加・参画することができる。 市は、市民がみんなでまちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。
	意識の醸成	・市民が市政、まちづくりに関心を持ち、 サービスの担い手として自主自立の 意識を醸成する。	2班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、自主自立の意識を高めることに努める。 市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を持つ。
			3 班							市は、市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成するように努める。
市民参加			4班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、「まちづくり」の担い手として自主自立の意識を持つよう努める。
・参画			5 班							
			6班							市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成するよう努める。 市民は、市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成しなければならない。 中から自然と出てくるように。 やんわりと。
		<ul><li>・市民参加・参画の制度をわかりやすい</li><li>ものにする。</li></ul>	3 班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。
			4班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。 市は、市民参加・参画の制度をわかりやす〈説明するよう努める。
			5班		****					
	制度	・市の事業の様々な段階から市民の意見 を取り入れ、市民が 直接まちづくり	3班							市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。  市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できるように努める。
			4班		***************************************					市民は、市の事業の様々な段階から直接まちづくりに参加・参画することができる。 市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できるようにしなければならない。
		に参加・参画できる。	5 班							THE COUNTY OF TH
			6班							市は、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できるように努める。 市民は、市の事業の様々な段階から直接まちづくりに参加・参画することができる。
Æ₽₩ <b>≖</b>			4班							市民は、住民投票制度を活用することができる。 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
住民投票 制度		・住民投票制度をルール化し、住民意思 を直接的に確認できるようにする。	5班							
			6班							市は、住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにしなければならない。 制度として確立するために、「~しなければならない」とすべき

条例に定め	るべき項目	条例に定めるべき項目の内容について、			主	語」と「述詞	語」について整理	!する		
(順番は前回 基本検討項目	資料 2の   の表を基準)	箇条書き程度にまとめたもの 個別内容	班	主 語 (誰が)			述 語 (~			個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目			市民	市	市議会	~ することが できる ~ に	三努める	~しなければ ならない	
			4班							市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。
	情報公開	・市政に関する情報を、市民にわかり やすく十分に公開する。	5 班							
			6班							市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 自治基本条例でわざわざ提起するものであるため
	情報提供	・市政に関する情報を、市内外に積極的 に提供する。	4班 5班							市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供するよう努める。
		icaen o	6班							市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供するよう努める。
			4班	(削除)						
	情報入手	・市民が、必要な市政情報を簡単に入手 できるようにする。	5 班							
			6班	(「情報共	有」に統合	する)				
	情報共有	・市民と市が、市政に関する一元化され た情報を共有できるようにする。	4班						( )	市民は、市及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有する。 市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有する。 市議会は、市民及び市と、市政に関する一元化された情報を共有する。
情 報			5 班							
	情報交換	・市民と市が相互に情報及び意見を交換 できる場を持つ。	6班 4班	(削除)						市は、市民及び市議会と、市政に関する一元化された情報を共有できるようにしなければならない。
			5 班		***************************************					
			6班	(「情報共	・ 有」に統合	する)				
		・市民の個人情報を保護する。	4班							市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。 市は、市民の個人情報を保護しなければならない。 市議会は、市民の個人情報を保護しなければならない。
	情報保護		5 班							
			6 班							市は、市民の個人情報を保護しなければならない。
	\±+n ~	・情報の公開及び非公開、報道機関等へ	4班	(削除)						
	情報の 区分	の情報の提供及び非提供を決める仕組	5 班							
		みを明確にする。		(検討保留	<b>3</b> )					
	\±+□ /= \±	・市から市民への情報伝達の手段を明確	4班	(削除)					***************************************	
	情報伝達	にする。	5班	/ +소÷→ /□ ਨਾ	7 \					
				(検討保留		_「其木庐	<u>│</u> 則」と内容がダブっ	アハスト		
市民の		・全ての市民が、平等にまちづくりに 参加・参画する権利を持つ。	5班	( 中代学	川 夕門」	- 圣平/尔	ביין בריום מיי	((10)	•••••	
権利、 役割、	14E T.I			(「市民参	加·参画」	- 「基本原	⊥ 則」と内容がダブっ	ている)		
責務	権利	・市民は、意見を全て平等に扱われる。	5 班							
			6班						••••	市民は、意見を全て平等に扱われなければならない。

条例に定め	るべき項目	条例に定めるべき項目の内容について、		「主語」と「述語」について整理する					
(順番は前回 基本検討項目	型質料 200 の表を基準)	箇条書き程度にまとめたもの	班	主語(誰が)			(~をどうす		個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目	個別内容		市民市	市議会	~ することが できる	~ に努める	~ しなければ ならない	
		・市民は、まちづくりの主体として	4班						市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくらなければならない。
		まちづくりに参加・参画し、自分たち	5 班						
		のまちを自分たちでつくる。	6班						市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。
			4班						市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
-		・市民は、発言と行動に責任を持つ。	5 班						
			6班						市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。
			4班	(削除)					
		・市民は、決められたルールを守る。	5班						
			6班						市民は、決められたルールを守らなければならない。
			4班	(削除)					
	役 割	・市民は、市と市議会を監視する。	5 班						
-	仅 刮		6班	(検討保留)					「監視」という言葉はいかがか。
			4班	(削除)					
市民の 権利、		・市民は、お互いに思いやる。	5 班						
役割、 責務		・市民は、協働の担い手となる。	4班						市民は、協働の担い手となるよう努める。
<b>貝切</b>			5 班						
		・市民は、コミュニティの形成に努める。	4班						市民は、コミュニティの形成に努める。
			5班						
		・市民は、情報を取捨選択する能力を	4班	(削除)					
		身につける。	5班	(「責務」(	の「市民は、	自分から必要	要な情報を得	る」とまとめる	5)
d-		・市民は、しっかり納税する。	4班	(削除)					
			5班	(削除)					
	責 務	・市民は、開示された情報については	4班	(削除)					
	貝份	守秘する。	5班	(削除)					
		・市民は、自分から必要な情報を得る。	4班						市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。
		一時代は、日ガガンが安な自我を行る。	5 班	(「役割」(	の「市民は、	情報を取捨り	選択する能力	を身につける	5」とまと <b>め</b> る)
-			3 班						市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。
			3 1/1				***************************************		市民は、コミュニティの形成に努める。
									市民は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。
	あり方	・コミュニティの定義、あり方、 位置付けを明確にする。	4班						市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。
	05.773								市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。
コミュニティ			5 班						
and accommon			3 班						市民は、コミュニティ内外の交流を活発にし、絆で結ばれた地域社会づくりに努める。
	交 流	・コミュニティ内外の交流を活発にし、 絆で結ばれた地域社会づくりをする。	4 班	(削除)	<u> </u>				
9		一計に結は16亿地域社会フトリを9つ。	5班	1					
		1			1	1		1	

条例に定めるべき項目 (順番は前回資料 2の		条例に定めるべき項目の内容について、			「主語」と「述	語」について	整理する		
(順番は前回 基本検討項目	引宣系4 200 1	箇条書き程度にまとめたもの 個別内容	班	主 語	(誰が)	述 語 (~をどうするか			個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目			市民 市民	市議会	~ することが できる	~ に努める	~ しなければ ならない	
		・市は、情報公開、情報提供を行う。	1班						市の事務事業について、その計画、実施、状況、結果、評価を市民に情報公開し、又関係者に対し情報公開する。
		PIOC INTEGRAL CITY	5 班						
		・市は、公平な行政運営をする。	1班						必要な人に必要なサービスをする。 
			1班						健全な財政運営をする。
		・市は、経営責任を持つ。	5班						EL-SHIMEHE / O
		・市は、市政の全てにおいて説明責任	1班						市民に対して、企画、立案、結果、評価を説明する。
		を果たす。	5班						
		・市は、市民の生命、財産を守る。		(安全・安心に利	3す)				
		・市は、市民の声を組織として受けとめ、	5班						
		市政に反映させる。	5班						
		・市は、常に現場をみて業務を進める。	1班	(削除)					
市の責務	責 務	ナル ナロレめ(は) アナナベノロナ	5班	(協働に移す)					
		・市は、市民と協働してまちづくりを 行う。		(協働に統合)					
		・市は、専門的知識を持つ職員を養成	1班						職員の能力向上を図り、養成する。
		する。	5 班						
		・市は、市民がまちづくりに参加・参画 できる機会や手段を提供する。	5班						
		・市は、まちづくりの担い手が能力を 発揮できる環境や体制を作る。	5 班						
		・市は、スピーディーな行政運営、	1班						迅速かつ的確な対応する。
		対応をする。	5 班						
		・市は、自分から進んで地域全体を 考えていく。	5班						
		・市は、市政に対する市民意見を積極的 に受け付け、それらを公開する。	5 班						
		・市議会は、市を監視する。	5班						
		・市議会は、市民と市の橋渡しになる。	5班						
	市議会	・市議会は、市の発展と未来の展望を 考える。	5班						
	の責務	・市議会は、市民に開かれた議会を 心がける。	5班						
		・市議会は、市民全体の代表という 意識を持つ。	5班						
市議会の 責 務		・市議会は、市民の安全・安心を確保 する。	5班	(削除)					
		・市議会議員は、政策を立案する。	5班						
	士举人	・市議会議員は、自らの発言と行動に 責任を持つ。	5班						
	市議会 議員の 責務	・市議会議員は、動いて、視て、 聞いて、考える。	5班						
	~50 <i>I</i> J	・市議会議員は、選挙における地域と の約束を果たす。	5 班						
	_	・市議会議員は、議員活動と議会活動 を区別する。	5 班						

条例に定め	るべき項目	条例に定めるべき項目の内容について、			「主語」と「述	語」について	整理する		
(順番は前 基本検討項目	回資料 2の の表を基準)	箇条書き程度にまとめたもの	班	主語	(誰が)		(~をどう		個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目	個別内容		市民	市市議会	~ することが できる	~ に努める	~ しなければ ならない	
		・協働の目的、理念、あり方を	3 班						市は、協働の目的、理念、あり方を明確にし、職員教育をしなければならない。 市民は、市と協働することに努める。
	あり方	明確にする。	5 班						
協働	役割と 責務	・市民と市の役割と責務を明確にする。	3 班				( )	( )	(次回までの宿題) (次回までの宿題)
	930		5 班	ocean and a second					
	信頼関係	・市政運営を透明にし、市民と市が 信頼関係を築く。	3 班						市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築〈ようにしなければならない。 市民は、市と信頼関係を築〈ように努める。
		<b>石料</b> 関係を築く。	5 班						
評価	評価への 的確な 対応	・状況の変化に応じた事業評価をする ことにより、納税者でありまちづく りの主役である市民が満足する まちづくりを行う。	5 班						
	第三者 評価	・市の事業や業務の各段階における 評価に、第三者評価や市民の参加 による評価を行う。	5 班	(第三者)					
	意識の 醸成	・老若男女を問わず、誰もが平等な 立場でお互いをパートナーとして 認め合う。	3班						市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。 市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うように努める。 " にしなければならない。
男女共同 参画		### 70°	5 班	00000					
	地域社会	・地域社会において、風習にとらわれず に男女共同参画を推進する。	3 班						市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するように努める。 市民は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。
			5 班	(言葉を整理)					
	情報公開	<ul><li>・市の財政についての情報を市民に わかりやすく十分に公開する。</li></ul>	3班  5班						市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。 市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。
	参加・	・市の財政運営へ市民が参加・参画	3班						市は、市の財政運営へ市民が参加・参画できるようにしなければならない。 市民は、市の財政運営に参加・参画することができる。
	参画	できるようにする。	5 班						
財政		+ L + 🗆 o o+ T+ 4+0 o / \+0 + 007th	3 班	(削除)					
XJ LX	財政負担	・市と市民の財政負担の分担を明確 にする。	5 班						
	健全財政	・市の財政を健全化させる。	3班						市は、市の財政を健全化させなければならない。 市議会は、市の財政を健全化させなければならない。 市民は、市の財政を健全化させなければならない。
	N-		5 班						
環境	生活環境	・「ゴミを出さない」、「ゴミの再使用」、 「ゴミの再利用」をさらに推進する。	5 班	(削除)					
以 况 	自然環境	・自然環境、景観を保全、保護する。	5 班	(「前文」へ)					

条例に定め	るべき項目			重	語」と「述詞	語」について	整理する		
(順番は前回 基本検討項目	回資料 2の の表を基準)	箇条書き程度にまとめたもの	班	主,語(誰	<b>か</b> ()		(~をどう	するか)	個別内容を箇条書き程度に文章化したもの
大項目	中項目			市民市	市議会	~ することが できる	~ に努める	~ しなければ ならない	
		・あらゆる分野で市民が安全・安心に	3班						市は、あらゆる分野で市民が安全·安心に暮らせるようにしなければならない。 市民は、あらゆる分野で安全·安心に暮らせるように努める。
		暮らせるようにする。	5 班						
空会.	<b>π</b> → ///	・地域全体で助け合いの精神を持ち、 市民レベルの防災、防犯対策をする。	3班 5班						市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。
安全· 安心	防災、 防犯	・災害時の情報が、市民まで正確に 伝達される。	3 班						市は、災害時の情報が、市民まで正確に伝達されるようにしなければならない。
		IAEC1000	5班 3班	(削除)					
	生 活	・女性や子どもの心と身体を守る。	5 班	(削除)					
		・子育てや老後について、安心して 過ごせるまちづくりを行う。	3班	(「前文」へ)					市は、市民が子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行わなければならない。
		・自治基本条例を最上位の条例に位置 付ける。	5 班						
自治基本 条例の 位置付け、 改正手続	最高 規範性	・他の条例、規則等の制定及び運用に 際し、自治基本条例の趣旨を最大限 に尊重し、整合性を図る。	5班						
	改正手続	・自治基本条例の改正手続を制度化 する。	5班						
EF ch	尊 重	・地域の歴史や文化、伝統、自然など の地域資源を尊重し、守り伝える。	5 班	(「前文」へ)					
歴史· 文化	活 用	・これらの地域資源を産業振興、文化 振興、観光に活かしたまちづくりを 行う。	5 班	(「前文」へ)					
	人材育成	・まちづくりのリーダーやコーディ ネーターを育成する。	5班						
人 材	7 (1313/2	・次世代を見据えたまちづくりをし、 後継者を育成する。	5 班	(「前文」へ)					
	意識の 醸成	・人を大切にする心や郷土愛、まちづ くりに参加する意識を育てる。	5班						
	地域間 交流	・市内各区・各地域間の交流を活発化 する。	5班						
交 流	世代間 交流	・世代間の交流を活発化する。	5班						中項目を「交流」に変更する
	市外との 交流	・市外との交流を活発にする。	5班						
	++~~~	・全市的に平等なまちづくりを行い、 地域格差を是正する。	5班						
	まちづくり	・各地域の特色を活かす。	5班						
平等	対等	・市民と市は、対等な関係を持つ。	5班						
. ت		・市民と市は、信頼関係を持つ。	5 班	(「協働」に統合)					
	人権尊重	・あらゆる差別をなくし、人権を尊重 する。	5班						「国籍」も含める
	八惟守里	・ハンディを抱える人や老人、子ども を大切にする。	5班						
都市内 分権		・地域自治区のあり方を含めた都市内 分権の あり方を明確にする。	5班						文章を整理する